

地域密着型通所介護事業所の指定拒否について

1 指定拒否の条件（介護保険法第 7 8 条の 2）

- (1) 市内に「小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」又は「看護小規模多機能型居宅介護」の事業所（以下、「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）がある場合等に該当し、かつ、
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する日常生活圏域における地域密着型通所介護の量が、介護保険事業計画に定める見込量に達しているとき等や、その他介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき

2 本市における指定拒否対象圏域の設定方法（案）

- 上記 1（1）については、本市内には小規模多機能型居宅介護事業所等があるため本市として条件を満たしている。

- （2）について、以下の①、②に該当する場合に指定拒否対象地域とする。

- ① 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護事業所等がある。

② 日常生活圏域における地域密着型通所介護の量（利用実績から供給量を算出）が介護保険事業計画に定める対象年度の見込量に達している。

- ただし、山間部等サービス供給量の少ない地域への影響を考慮し、次の除外基準を設ける。

- ①②に該当する場合であっても、元小学校区ごとの通所介護（広域型及び地域密着型）の量が見込量の 3 割未満の学区を含む日常生活圏域で、当該学区を通常の事業の実施地域とする場合は指定拒否を行わない。

3 今後のスケジュール

平成 3 0 年 4 月初旬 平成 3 0 年度の指定拒否対象圏域を公表

1 0 月 1 日以降 当該圏域での新規指定を行わない

（事前相談は 6 月末まで受付）

※ 平成 3 1 年度以降は、4 月初旬に対象圏域を公表し、7 月 1 日以降対象圏域における新規指定は行わない（事前相談は 4 月末まで受付）。

<例>

日常生活圏域	学区	通所介護の量(回／年)			見込量(回／年)			a/c	b/d
		地域密着型(a)	広域型	合計(b)	地域密着型(c)	広域型	合計(d)		
圏域①	A学区・B学区・C学区	① 3,500	20,000	23,500	② 4,500	25,000	29,500	77.8%	79.7%
圏域②		③ 2,600	7,900	10,500	④ 2,350	7,700	10,050	110.6%	104.5%
	D学区	100	400	500	500	1,200	1,700	20.0%	⑤ 29.4%
	E学区	1,200	3,000	4,200	850	2,500	3,350	141.2%	125.4%
	F学区	1,300	4,500	5,800	1,000	4,000	5,000	130.0%	116.0%

【指定拒否対象圏域の考え方】

$a \geq c \Rightarrow$ 指定拒否対象

$a < c \Rightarrow$ 指定拒否対象外

【圏域①】

地域密着型通所介護の量(①)が見込量(②)に満たないため、指定拒否対象外

【圏域②】

地域密着型通所介護の量(③)が見込量(④)を超えている(供給量が確保されている)ため、指定拒否対象

ただし、D学区では通所介護(地域密着型及び広域型)の量が見込量の3割未満(⑤)であるため、当該学区を通常の事業実施地域とする場合は指定拒否しない。